

秋の叙勲

平成 23 年秋の叙勲で、志賀町から加藤義博さん（高浜町）と中林俊雄さん（富来地頭町）の 2 人が受章しました。

旭日双光章

かとう よしひろ
加藤 義博 さん（71 歳）

—高浜町—

平成 6 年から 4 年間、石川県医師会理事。平成 10 年から 4 年間、羽咋郡市医師会会長、石川県医師会代議員を歴任し、平成 14 年からは県医師会副会長、日本医師会代議員として日本医師会へ数々の提言を行ってきました。

県民フォーラム「健康について、みんなで語ろう会」を計 8 回開催し、寸劇やクイズなどを通じて、難解な医療問題をできるだけ解りやすく、ユーモラスに表現することで石川県民に理解を深めてもらうことに努めました。

31 年にわたり加藤病院長として地域医療の向上に貢献してきた加藤さんは「これからも体力が続く限り、地域医療にじっくりと腰を据えてやれるだけやる」と力強く話しました。



瑞宝単光章

なかばやし としお
中林 俊雄 さん（73 歳）

—富来地頭町—

昭和 38 年から 31 年間に渡って消防団員として活動した中林さんは、昭和 55 年に富来町消防団第一分団長に、昭和 60 年に富来町消防団団長として、地域の防災に尽くしてきました。在職時には、当時、被害をもたらした台風の大雨による復旧作業や、ときには羽咋市などに大規模火災が発生すると応援に駆けつけていました。

今回の受章について中林さんは「まわりの人の支えのおかげでただただ感謝するのみです」と喜び、「今後も、町民の安心安全のために協力していきたい」と話しました。



表彰

栄養関係功労者厚生労働大臣表彰に志賀町食生活改善推進協議会が選ばれ、10月14日（金）に旭川市で開かれた全国食生活改善大会で表彰されました。

栄養関係功労者厚生労働大臣表彰

志賀町食生活改善推進協議会の会員数は約 110 人で、地域の子どもから高齢者まで全世帯を対象に食生活改善に取り組み、各地区活動では伝統料理の普及や正しい食習慣を身につけるための活動を実施してきました。

会長の藤彦紀子さんは「これまで支えてくれた会員の皆さんに感謝しています。これからも身近なところから食の大切さを普及させていきたい」と話しました。

小泉町長に喜びを報告する藤彦紀子会長（中央）と山本洋子前会長（右）▶



12月4日から10日は、人権週間です！

昭和23年12月10日の国際連合総会で、「世界人権宣言」が採択されたことを記念して、12月4日から10日をわが国では、「人権週間」と定め、広く国民に人権の意義を訴えるとともに人権意識の高揚を図るための各種啓発事業を全国で実施しています。

今年も、人権週間における強調事項を次の16項目に定め、啓発活動を展開しています。

- 女性の人権を守ろう
- 子どもの人権を守ろう
- 高齢者を大切にすることを育てよう
- 障がいのある人の完全参加と平等を実現しよう
- 部落差別をなくそう
- アイヌの人々に対する理解を深めよう
- 外国人の人権を尊重しよう
- HIV感染者やハンセン病患者などに対する偏見をなくそう
- 刑を終えて出所した人に対する偏見をなくそう
- 犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう
- インターネットを悪用した人権侵害は止めよう
- 性的指向を理由とする差別をなくそう
- ホームレスに対する偏見をなくそう
- 性同一性障害を理由とする差別をなくそう
- 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう
- 人身取引をなくそう

皆さんが住んでいる近くの人権擁護委員は、日常生活における国民の基本的な人権が侵害されないように絶えず監視し、もし、侵害があった場合には、適切に措置を講ずることによって救済を図り、また、自由人権思想の普及高揚に努めています。

下記の法務局または支局においても人権擁護委員が相談を受ける「人権常設相談所」を設置しています。

相談は無料で、困ったことや、悩み事を持っている人は、遠慮なく法務局あるいは人権擁護委員に相談してください。



* 志賀町の人権擁護委員は次の人たちです。

(志賀地区)	能登 正人 (上棚)	金谷由紀枝 (高浜町)
	盛本 浩吉 (代田)	障子口文雄 (牛ヶ首)
	山崎 豊治 (倉垣)	三津 幸子 (大島)
(富来地区)	大野 堯 (西海風無)	三沖 博 (日下田)
	前田 正子 (中浜)	村上 栄子 (富来領家町)

(人権常設相談所)

金沢地方法務局七尾支局	0767-53-1721	金沢地方法務局人権擁護課	076-231-1247
女性の人権ホットライン	0570-070-810	子ども人権110番	0120-007-110

人権に関する相談は、毎月総合相談（無料）にあわせて開催しています。

人権週間相談日 平成23年12月9日(金) 10時から15時まで
相談会場 志賀町文化ホール2階 富来行政センター2階

町職員の給与は、国家公務員や民間企業とのバランスを考慮して給与条例などで定められています。その内容や人事行政の運営の状況、取り組みについて、より公平性と透明性を高めるため、広く町民の皆さんにお知らせします。

6 勤務時間そのほか勤務条件

(1) 勤務時間の概要（窓口業務職員、一部施設勤務職員を除く）

（平成23年4月1日現在）

開始時刻	午前8時30分
休憩時間	正午～午後1時
終了時刻	午後5時15分
1週間の勤務時間	38時間45分
勤務を要しない日	土曜日・日曜日

(2) 一般職員の年次有給休暇の取得状況

平成22年	平成21年
8.2日	8.4日

年次有給休暇は1年につき20日付与されます。残日数は20日を限度として翌年に繰り越すことができます。

(3) 育児休業・部分休業、育児短時間勤務の状況

（平成22年度）

区分	育児休業	部分休業	短時間勤務
男性	0人	0人	0人
女性	7人	1人	0人
計	7人	1人	0人

職員は3歳に満たない子を養育するため、町長などの承認を受けて、3歳に達する日まで育児休業を取得することができます。

職員は小学校の就学の始期に達するまでの子を養育するため、町長などの承認を受けて、部分休業の取得や当該職員が希望する日および時間において勤務できる育児短時間勤務をすることができます。

7 分限・懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況

区分	降任	免職	休職	降給
平成22年度	0人	0人	6人	0人
平成21年度	0人	0人	2人	0人

分限処分は、心身の故障のため職務の遂行に支障がある場合など、職責を十分に果たせないなどの一定の事由がある場合、その職員に対して行われる処分です。

(2) 懲戒処分の状況

区分	戒告	減給	停職	免職
平成22年度	0人	0人	0人	0人
平成21年度	0人	0人	0人	0人

懲戒処分は、職員に非違行為があった場合や職務を怠った場合、非行があった場合になされる処分です。

8 公務災害などの状況

区分	公務災害	通勤災害	計
平成22年度	1件	0件	1件
平成21年度	1件	0件	1件

職員が公務災害、通勤災害を受けた場合に、受けた災害に対する補償を迅速かつ公正に行い、併せて社会復帰の促進、職員およびその遺族の援護を行う制度です。

9 職員の健康診断など受診の状況

区分	受診者	
	平成22年度	平成21年度
定期健康診断	363人	376人
胃部検診	118人	122人
大腸がん検診	146人	148人
肺がん検診	132人	128人

職員の福祉の増進と行政効率の向上を図るため、労働安全衛生法および志賀町職員安全衛生管理規程に基づき健康診断を実施し、職員の健康管理を図っています。

10 研修の状況

(1) 町研修会・講習会

（平成22年度）

研修会名	開催回数	受講者数
人事考課評価研修	2回	83人
新規採用職員研修	1回	4人
法制執務研修	1回	29人
原子力共通基礎講座	2回	11人
合計	6回	127人

(2) 派遣研修

（平成22年度）

研修区分	期間	受講者数
石川県	1年間	1人
石川県市町村職員研修所	1日～4日	63人
市町村職員中央研修所	10日間	1人
その他研修機関	1日～3日間	8人
羽咋郡市会	1回	18人
合計	—	91人

職員の勤務能率・資質の向上のため、各種研修会の開催、職員研修所などへの派遣を実施しています。

お問い合わせ先 総務課 ☎ 32-9311

町職員の給与などを公表します

1 総括

(1) 人件費（平成22年度普通会計決算）

人口 (22年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A
人	千円	千円	千円	%
23,306	14,801,112	74,132	2,465,976	16.7

- ※1 人件費には、一般職の職員の給料や職員手当のほか、町長、副町長、議員など特別職に属する職員の給料や報酬などを含みます。
- ※2 人口は、平成23年3月31日現在の住民基本台帳に基づいて記載しています。

(2) 職員給与費（平成22年度普通会計決算）

職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A
	給料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 B	
人	千円	千円	千円	千円	千円
284	1,023,750	98,185	357,330	1,479,265	5,209

- ※1 職員手当には、退職手当は含まれていません。
- ※2 町長、副町長、議員などの特別職の給料、報酬などは含まれていません。
- ※3 職員数は、平成22年4月1日現在の人数です。

2 職員の平均給料月額、初任給

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額および平均給与月額の状況

【一般行政職・技能労務職】

(平成23年4月1日現在)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	44.3歳	307,400円	390,100円
技能労務職	47.5歳	243,300円	261,100円

- ※1 給料月額は給与抑制措置後(△3%)のものです。
- ※2 「平均給料月額」とは一般行政職および技能労務職の職員の基本給(給料月額)の平均です。
- ※3 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当を合計したものの平均です。

(2) 職員の初任給の状況

【一般行政職・技能職】

(平成23年4月1日現在)

区分	一般行政職	技能職
大学卒	156,752円	—
高校卒	135,897円	133,084円
中学卒	—	125,324円

- ※ 給与抑制措置後(△3%)です。

3 期末・勤勉手当

期末手当・勤勉手当(平成22年度支給割合)

区分	支給割合	加算措置
期末手当	2.60月分	職制上の段階、職務の級などによる加算 ・役職加算 5%~15%
勤勉手当	1.35月分	

- ※勤勉手当の支給割合は成績率ごとに異なります。記載している支給割合は、平成22年度における平均支給割合です。

4 特別職の報酬

特別職のうち町長、副町長、議会議員の給料、報酬、期末手当

(平成23年4月1日現在)

区分	給料・報酬月額	期末手当
町長	756,000円	6月期 1.40月分
副町長	593,750円	
議長	284,000円	12月期 1.50月分
副議長	244,000円	計 2.90月分 (平成22年度支給割合)
議会議員	230,000円	

- ※1 町長(△10%)、副町長(△5%)については給与抑制措置後です。
- ※2 議長、副議長および議会議員については6月1日から減額改定しました。

5 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門	平成23年A	平成22年B	増減数A-B
一般行政部門	230人	246人	△16人
教育部門	38人	39人	△1人
公営企業会計など	90人	90人	0人
合計	358人	375人	△17人

※教育長を含みます。

【主な増減理由】

- ・組織機構の改革および事務事業の見直しに伴う減
- ・退職者の不補充による減

(2) 定員管理の数値目標(全会計)

平成22年4月1日~平成27年4月1日における定員管理の数値目標

平成22年4月1日	平成27年4月1日	純減数	純減率
職員数	職員数		
377人	339人	38人	△10.1%